

京都市告示第 4 1 1 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから，京都市勸業館の臨時開館について，京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する区分及び日時

開館区分	開館日	開館時間
第 3 展示場及び その付随施設	平成 2 6 年 1 月 3 日（金）	午前 7 時から 午後 1 0 時まで
常設展示場	平成 2 6 年 1 月 3 日（金）	午前 9 時から 午後 5 時まで
駐車場	平成 2 5 年 1 2 月 2 9 日（日）から 平成 2 6 年 1 月 3 日（金）まで	午前 7 時から 午後 1 0 時 3 0 分まで

（産業観光局商工部産業総務課）